

金融窓口サービス2級

試験科目及びその範囲	範囲の細目
<p>学科試験</p> <p>1. 投資型金融商品を取り巻く環境</p> <p>(1) 金融自由化の変遷等</p> <p>(2) 各業態の特徴と取扱い商品</p> <p>(3) セーフティネット</p> <p>(4) 取引の相手方</p>	<p>次に掲げる金融自由化の変遷等について一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 金融制度改革と取扱い商品の多様化</p> <p>(2) 元本保証商品と元本変動商品</p> <p>次に掲げる各業態の特徴と販売する金融商品等について一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 銀行等</p> <p>(2) 信託銀行</p> <p>(3) ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険</p> <p>(4) 金融商品取引業者</p> <p>(5) 生命保険会社</p> <p>(6) 損害保険会社</p> <p>次に掲げる各種のセーフティネットについて一般的な知識を有すること</p> <p>預金保険制度、 保険契約者保護機構、 投資者保護基金</p> <p>次に掲げる金融商品販売・勧誘の相手方に関する事項について一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 権利能力と行為能力</p> <p>(2) 制限能力者との取引と成年後見制度</p> <p>(3) 法人との取引</p>
<p>2. 投資型金融商品及び保険商品の仕組みと特徴</p> <p>(1) 証券関係商品</p> <p>(2) 保険関係商品</p> <p>(3) 預金関係商品</p> <p>(4) その他商品</p> <p>(5) 金融商品の有するリスクの要因及び金融市場の関係</p>	<p>(1) 次に掲げる投資信託商品の仕組み、特徴、リスク及び課税制度について一般的な知識を有すること</p> <p>公社債投資信託、 株式投資信託、 不動産投資信託、 外国投資信託、 ライフサイクル型ファンド、 ファンド・オブ・ファンズ</p> <p>(2) 次に掲げる債券の特徴、リスク及び課税制度について一般的な知識を有すること</p> <p>国債、 地方債、 社債、 外国債券</p> <p>(3) 株式取引の特徴、リスクについて一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 次に掲げる生命保険商品の仕組み、特徴、リスク及び課税制度について一般的な知識を有すること</p> <p>定期保険、 終身保険、 養老保険、 定額個人年金保険、 変額個人年金保険</p> <p>(2) 次に掲げる損害保険商品の仕組み、特徴、リスク及び課税制度について一般的な知識を有すること</p> <p>積立傷害保険、 年金払い積立傷害保険</p> <p>(1) 外貨預金の仕組み、特徴、リスク及び課税制度について一般的な知識を有すること</p> <p>(2) デリバティブ預金の仕組み、リスク及び課税制度について概略の知識を有すること</p> <p>商品ファンドの仕組みとリスクについて一般的な知識を有すること</p> <p>金利リスク・為替リスク・信用リスクの要因及び金融市場の関係について一般的な知識を有すること</p>
<p>3. 販売・勧誘ルールの基本</p> <p>金融商品販売・勧誘に係るコンプライアンス</p>	<p>次に掲げる各種法律が要請する金融商品販売・勧誘に係るコンプライアンスについて一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 民法</p> <p>(2) 金融商品販売法</p>

金融窓口サービス2級

試験科目及びその範囲	範囲の細目
	(3) 消費者契約法 (4) 金融商品取引法 (5) 銀行法 (6) 保険業法 (7) その他の法令
4. 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる業務のうち、受検者が選択するいずれか一の業務の科目	
(1) テラー業務	
イ 窓口事務	
(イ) 金融窓口サービス従事者(テラー)の役割と心構え	次に掲げる金融窓口サービス従事者(テラー)の役割と対応について一般的な知識を有すること (1) テラーの役割と心構え (2) テラーの言葉遣い (3) 職場での身だしなみ (4) 顧客満足度(CS)とコミュニケーション (5) コールセンター等他チャネルとの連携サービス (6) 苦情・クレームへの対応と連携サービス (7) テラーのコンプライアンスの遵守
(ロ) 事務取扱い上の注意点	1 次に掲げる窓口事務の基本事項について一般的な知識を有すること 現金その場限り、代筆の禁止、手続・権限の遵守、独断処理の禁止 2 次に掲げる事項に関し、その仕組み、法的根拠、処理方法、点検方法及び取扱いについて一般的な知識を有すること (1) 現金の取扱い (2) 通帳・証書の取扱い (3) 印鑑の取扱い (4) 金融機関職員の守秘義務 (5) マネー・ロンダリング防止と本人確認 (6) 預金契約の成立時期 (7) 預金契約の法的性質 (8) 残高証明書の取扱い (9) 払戻しの基本 (10) 定期預金の解約 (11) 相続預金の払戻し (12) 起算日扱い・便宜払い (13) 預金の譲渡・質入れ
(ハ) 諸届・事故届けの取扱い	次に掲げる諸届・事故届の内容、受付、処理方法について、一般的な知識を有すること (1) 各種諸届けの種類と取扱い 名義変更届、代表者変更届、代理人届、住所変更届、改印届、死亡届、その他 (2) 事故届けとその取扱い 手形・小切手の事故届、紛失届、その他事故届、電話による事故届の受付と取扱い (3) 取引店変更(移管)

金融窓口サービス2級

試験科目及びその範囲	範囲の細目
<p>ロ. 預金業務</p> <p>(イ) 各種預金取扱いの注意点</p> <p>(ロ) 当座勘定取引</p> <p>(ハ) 金利動向と金利計算</p>	<p>次に掲げる商品に関し、商品の内容、仕組み、セールスポイントと留意点、商品取扱上の事務処理について、一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 決済性商品 普通預金、当座預金、総合口座、決済用預金</p> <p>(2) 貯蓄性商品 貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、スーパー定期預金、期日指定定期預金、積立定期預金、定期積金、変動金利定期預金、福祉定期預金、懸賞金付定期預金、一定期間据置後解約自由型定期預金、年金定期預金、一般財形貯蓄制度、財形住宅貯蓄制度、財形年金貯蓄制度、その他新種預金</p> <p>(3) 資金運用商品 大口定期預金、外貨預金、譲渡性預金</p> <p>当座預金に関する次の事項について一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 当座勘定契約の法的性質</p> <p>(2) 当座の開設</p> <p>(3) 当座勘定規定</p> <p>(4) 当座勘定契約の解約</p> <p>(5) 取引停止処分</p> <p>(6) 統一手形用紙制度</p> <p>(7) 手形・小切手用紙の交付</p> <p>次に掲げる事項について一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 「経済」と物価・景気・政策のメカニズム</p> <p>(2) 金融資産運用の基礎知識 市場動向と金利の見方、金利動向を踏まえた金融商品の選択、為替相場</p> <p>(3) 各種預金の利息・利回り計算</p>
<p>ハ. 相談業務</p> <p>(イ) 各種金融商品</p> <p>(ロ) 相続</p> <p>(ハ) 貯蓄と課税制度</p>	<p>次に掲げる各種金融商品の種類、仕組み及び特徴について一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 金融商品の分類 固定金利商品と変動金利商品、単利商品と複利商品</p> <p>(2) 銀行取扱いの市場性商品</p> <p>(3) ゆうちょ銀行の商品</p> <p>(4) 信託</p> <p>(5) 金融債</p> <p>(6) 証券商品</p> <p>(7) 生命保険</p> <p>(8) 損害保険の仕組みと種類</p> <p>次に掲げる相続制度の基礎と相続税の仕組みについて概略の知識を有すること</p> <p>(1) 相続制度の基礎知識 相続人の範囲・順位、法定相続人と法定相続分、相続の承認と放棄、代襲相続、遺言と遺留分、課税財産の範囲と非課税財産の範囲</p> <p>(2) 葬儀費用の一部前払い</p> <p>次に掲げる課税制度の内容とその適用方法について一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 利子課税制度</p> <p>(2) 非課税制度</p> <p>(3) 配当課税制度</p>

金融窓口サービス2級

試験科目及びその範囲	範囲の細目
	(4) 金融類似商品の課税制度 (5) キャピタルゲイン課税制度 (6) 給与所得と税金 (7) 退職金と税金 (8) 年金と税金
二. セールス (イ) 個人の貯蓄動向 (ロ) 個人取引の推進 (ハ) 年金の知識 (ニ) 各種ローンのセールス	セールスの前提となる顧客動向に関する次の事項について一般的な知識を有すること (1) 家計の金融資産に関する調査 (2) 顧客の属性別ニーズ (3) その他各種統計調査 取引推進の内容及び具体的な推進方法に関する次の事項について一般的な知識を有すること (1) 顧客情報の収集・活用 (2) 顧客満足とセールスの基本姿勢 (3) 家計取引メイン化のためのセールス (4) 属性・ライフステージに合ったセールス (5) 貯蓄取引の推進 (6) 運用取引の推進 (7) セールスの断りへの対応 年金受給者及び受給見込客に対応するにあたり、以下の各種年金知識に関する事項について一般的な知識を有すること (1) 公的年金制度の基礎知識と日本の年金制度 (2) 老齢給付 老齢基礎年金、老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金を含む)、在職老齢年金、特別支給の老齢厚生年金と失業給付、在職老齢年金と高年齢雇用継続給付 (3) 障害給付 障害基礎年金、障害厚生年金 (4) 遺族給付 遺族基礎年金、遺族厚生年金、死亡一時金・寡婦年金 (5) 国民年金基金と厚生年金基金 (6) 年金の請求手続 裁定請求手続、振込口座変更手続 (7) 年金受給(見込)客へのセールス (8) 確定拠出年金制度 (9) 雇用保険制度 次に掲げる各種ローンの種類とその内容について一般的な知識を有すること (1) 個人ローンの推進 個人ローンの分類、個人信用情報 (2) 各種ローンの知識(公的・民間) 住宅ローン、カードローン、教育ローン、預金担保貸付、その他ローン (3) 個人ローンのセールス
ホ. 関連業務知識 (イ) 手形・小切手	次に掲げる手形・小切手の種類とその仕組み及び取扱方法について一般的な知識を有すること (1) 手形・小切手の種類と仕組み (2) 手形・小切手要件 (3) 白地手形・小切手

金融窓口サービス2級

試験科目及びその範囲	範囲の細目
(D) 手形交換制度	(4) 手形・小切手の訂正 (5) 手形・小切手法と当座勘定規定 (6) 手形・小切手の支払呈示期間 (7) 先日付小切手 (8) 小切手の線引制度 (9) 手形・小切手の譲渡と裏書 (10) 手形・小切手の時効 (11) 入金証明 (12) 手形の公示催告・除権判決 (13) 手形と印紙税 手形交換制度に関する次の事項について概略の知識を有すること (1) 手形交換の仕組みと手続 (2) 不渡事由と不渡届 (3) 異議申立と手続 (4) 取引停止処分
(H) 内国為替業務	次に掲げる為替業務の種類、内容及び取扱方法について一般的な知識を有すること (1) 全国銀行データ通信システム (2) 振込 振込の法律関係、振込規定、仕向・被仕向店の取扱い、組戻し・取消・訂正 (3) 代金取立
(C) 付随業務・関連業務	付随業務・関連業務に関する次の事項についてその種類、内容、セールスポイント及び取扱方法について一般的な知識を有すること (1) 日銀代理店業務 (2) 地方公共団体の代理業務 (3) 公共料金等の収納事務・口座振替 (4) 株式払込金の取扱事務 (5) 株式配当金の支払代理事務 (6) 国債・公共債の元利金支払事務 (7) 公共債の窓販業務 (8) 保険の窓販業務 (9) 貸金庫 (10) 保護預り (11) 外貨両替業務・T/Cの取扱い (12) 信託代理店制度 (13) キャッシュカードの機能と特徴 (14) クレジットカード (15) デビットカード
(ホ) 金融政策等	次に掲げる金融政策等の事項について一般的な知識を有すること (1) 日本銀行の金融政策の基本 (2) 金融機関のディスクロージャー
(ハ) 安全衛生	労働安全衛生法における職場の労働安全衛生等に関する次の事項について、一般的な知識を有すること (1) 安全衛生管理体制 (2) 健康管理 (3) 衛生基準

金融窓口サービス2級

試験科目及びその範囲	範囲の細目
	(4) 健康増進のための措置
<p>(2) 金融商品 コンサルティング業務</p> <p>イ. 金融商品コンサルティングの基本と金融市場・リスクの理解</p> <p>(1) 金融商品コンサルティングの基本</p> <p>(ロ) 金融商品に係るリスク</p> <p>(ハ) 各種金融指標・相場の見方</p>	<p>次に掲げる金融商品コンサルティングの基本を理解し一般的な知識を有すること</p> <p>金融商品コンサルティング業務に携わる者の役割と心構え、金融資産運用の原則(分散投資と長期保有の原則)、顧客保護の原則、顧客情報の守秘義務、説明義務履行の重要性、説明義務履行に係る社内体制の整備、コンプライアンス体制の整備・確保</p> <p>次に掲げる金融商品に係るリスクについて一般的な知識を有すること</p> <p>リスクとリターンの関係、リスクを抑えるための基本、価格変動リスクの説明、為替リスクの説明、金利リスクの説明、信用リスクの説明、解約制限等によるリスクの説明、デリバティブ取引の市場リスクの説明</p> <p>次に掲げる金融指標・相場の見方について一般的な知識を有すること</p> <p>日経平均株価、東証株価指数、各種通貨の為替相場、投資信託の基準価額、国債の利回り、不動産投資信託に係る市場変動リスク</p>
<p>ロ. 金融商品販売の知識</p> <p>(1) 顧客ニーズの把握</p> <p>(ロ) セールス展開の基本</p>	<p>次に掲げる顧客ニーズの把握について一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 独身世代の金融資産運用 (2) 家族形成期の金融資産運用 (3) 家族成熟期の金融資産運用 (4) 老後における金融資産運用 (5) 富裕層の金融資産運用</p> <p>セールスの開始からクロージングまでのプロセスについて一般的な知識を有すること</p>
<p>ハ. 金融商品コンサルティング業務に係る各種法規制の概要と業規制</p> <p>(1) 金融商品取引法</p> <p>(ロ) 金融商品販売法</p> <p>(ハ) 銀行法</p>	<p>次に掲げる金融商品取引法の事項について一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 立法経緯および目的 (2) 金融商品取引業者等 (3) 金融商品取引法上の有価証券 (4) 適用対象商品 (5) 集団投資スキーム (6) 特定投資家と一般の投資家、適格機関投資家 (7) 外務員登録制度</p> <p>次に掲げる金融商品販売法の事項について一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 立法経緯および目的 (2) 金融商品販売業者 (3) 適用対象金融商品 (4) 勧誘方針の策定</p> <p>次に掲げる銀行法の事項について一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 金融商品取引法に関する準用規定 (2) その他の行為規制</p>

金融窓口サービス2級

試験科目及びその範囲	範囲の細目
(ニ) 保険業法 (ホ) 消費者契約法 (ハ) 各種法規制との適用関係	次に掲げる保険業法の事項について一般的な知識を有すること (1) 生命保険募集人資格 (2) 損害保険募集人資格 (3) 金融商品取引法に関する準用規定 次に掲げる消費者契約法の事項について一般的な知識を有すること (1) 立法経緯、目的 (2) 契約の取消しおよび無効とされる事由 次に掲げる各種法規制の適用関係について一般的な知識を有すること (1) 民法と金融商品販売法、消費者契約法、刑法の適用関係 (2) 金融商品販売法と銀行法、保険業法、金融商品取引法等の適用関係 (3) 金融商品取引法と銀行法、保険業法の適用関係 (4) 各種監督指針、金融検査マニュアルとの適用関係 (5) その他関係法令との適用関係
二. 金融商品コンサルティング業務に係る各種規制と顧客保護 (イ) 広告・標識に関する規制 (ロ) 説明義務等	標識の表示および広告等の規制について一般的な知識を有すること (1) 不当景品類及び不当表示防止法 (2) 標識の揭示義務、広告の規制 (3) 銀行業における表示規約・景品規約 次に掲げる顧客に対する説明義務等について一般的な知識を有すること (1) 民法の信義則に基づく一般的な説明義務 (2) 金融商品販売法上の重要事項の説明義務 金利等の変動により元本欠損の生ずるおそれがある場合 金利等の変動により元本を上回る欠損の生ずるおそれがある場合 信用リスクにより元本欠損を生ずるおそれがある場合 信用リスクにより元本を上回る欠損が生ずるおそれがある場合 顧客の判断に影響を及ぼす重要なものとして政令で定める事由により元本欠損を生ずるおそれがある場合 顧客の判断に影響を及ぼす重要なものとして政令で定める事由により元本を上回る欠損を生ずるおそれがある場合 権利行使に制限がある場合の当該制限 説明義務が免除される場合(特定顧客等) 説明義務違反に係る損害賠償責任 (3) 金融商品取引法上の契約の代理と媒介等に関する事前説明義務 (4) 金融商品取引法上の書面交付義務 契約締結前の書面交付義務(交付書面の記載事項等) 契約締結時等の書面交付義務(交付書面の記載事項等) (5) 各種金融商品の説明義務(金融商品取引法・金融商品販売法・その他法令・指針等) 投資信託に係る説明義務 国債・地方債に係る説明義務 保険商品に係る説明義務 預金商品に係る説明義務

金融窓口サービス2級

試験科目及びその範囲	範囲の細目
実技試験 次の各号に掲げる科目のうち、 受検者が選択するいずれか の科目	
テラー業務 1. 基本的対応 2. 事務手続・実務知識 3. 商品知識 4. 情報収集・活用能力 5. セールス姿勢・展開力	顧客の迎え入れから送出しに至る過程において、状況に応じて顧客を満足させる対応ができること 窓口における通常の事務手続・実務知識を正しく理解しており、実際に処理できること 商品等の正確な内容について、わかりやすく簡潔に顧客に説明できること 会話や通帳等の資料からセールスに必要な当該顧客の情報を収集し、その情報をセールスに活用できること 顧客の来店目的・ニーズに合ったセールス・提案ができること
金融商品 コンサルティング業務 1. 投資型金融商品知識 2. コンプライアンスに則った コンサルティング 3. 説明技能 4. 提案技能 5. クレーム対応力	投資信託等、投資型金融商品に係る正確な商品知識に基づき、顧客に対する適切なコンサルティング業務が遂行できること 顧客の属性、資産背景等を踏まえ、適合性の原則等、コンプライアンスに則った金融商品の提案 ができること 各種法令等が要請する金融商品に係る説明義務を理解し、顧客に対してわかりやすい説明が できること 顧客のニーズに応じた金融商品を選択し、適切な提案ができること 金融商品の販売に関し、顧客からのクレームを受けた場合、その原因を把握し適切に対処できる こと